

平成31年度利用者負担額について（予定）

保育料の決定

☆利用者負担額は、保護者（父母）の市町村民税所得割（※）の合計額をもとに、児童の年齢や、支給認定における「保育必要量」（保育標準時間・保育短時間）、世帯の状況（兄弟姉妹）により決定されます。

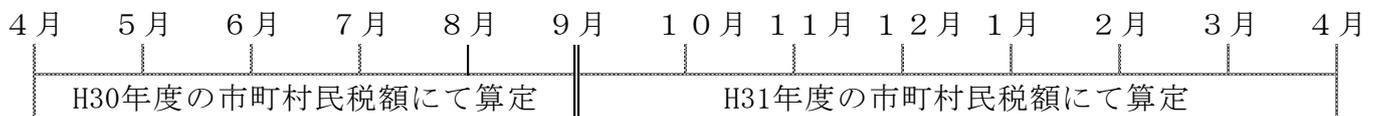
☆金額は、入所開始日の前後に「保育料決定通知書」で保護者に通知します。

（※）父母の年間収入が130万円未満で、祖父母と同居している場合は、家計の最多所得者の市町村民税を含み保育料を算定します。

算定に使う市町村民税の参照年度

☆4月～8月分の保育料は、平成30年度の市町村民税額（平成29年中の収入）をもとに算定され、

9月～3月分の保育料は、平成31年度の市町村民税額（平成30年中の収入）をもとに算定されます。



※市町村民税を計算する場合には、住宅借入金等特別税額控除等は適用となりません。

所得・課税証明書の提出

平成30年1月1日時点または平成31年1月1日時点で東吾妻町に住民登録が無い方は、保育料の計算のもとになる市町村民税額を確認することができません。該当される方は、所得・課税証明書の提出をお願いします。（父母それぞれの課税証明書の提出が必要です。）

必要な場合	必要な書類	証明の内容	発行場所	発行開始時期
平成30年1月1日時点に東吾妻町に住所が無い場合	平成30年度所得・課税証明書	平成30年度の市町村民税の課税状況の証明（平成29年中の収入に対するもの）	平成30年1月1日時点の住所地の市町村役場	現在発行中
平成31年1月1日時点に東吾妻町に住所が無い場合	平成31年度所得・課税証明書	平成31年度の市町村民税の課税状況の証明（平成30年中の収入に対するもの）	平成31年1月1日時点の住所地の市町村役場	<u>平成31年6月以降</u> ※詳細については、発行市町村にお問い合せください。

*非課税の場合は、非課税証明書の提出をお願いします。

保育必要量による区分

☆支給認定の保育必要量により、保育標準時間、保育短時間の料金区分があります。

「保育標準時間」とは、両親ともフルタイム就労を想定しており、1日当たり8時間を超えて必要な時間をご利用いただくものです。（月の就労時間が120時間以上の方）

「保育短時間」とは、両親またはいずれかがパートタイム（短時間）就労であることを想定しており、1日当たり最長8時間のうち必要な時間をご利用いただくものです。（月の就労時間が120時間未満の方）

年齢による区分

☆ 3歳未満児・3歳以上児で保育料基準額が異なります。
(平成31年4月1日現在の年齢が基準となります。)

保育料の納付方法

- ・原則口座振替で徴収します。納期限は各月末日（休日の場合は翌日）です。
- ・口座振替の申込用紙は、入所決定後の入所説明会等で配布されますので、必要事項を記入し、金融機関に直接ご提出ください。

○平成31年度保育料基準額

【1号認定（教育認定）】

階層区分		保育料月額
第1	生活保護世帯	0円
第2	町民税非課税世帯	1,000円
第3	町民税課税世帯	2,000円

【2号認定・3号認定（保育認定）】

階層区分		保育料月額			
		2号認定（3歳以上児）		3号認定（3歳未満児）	
		標準時間認定	短時間認定	標準時間認定	短時間認定
第1	生活保護世帯	0円	0円	0円	0円
第2	町民税非課税世帯	1,300円	1,300円	3,600円	3,600円
第3	48,600円未満	3,700円	3,700円	9,700円	9,600円
第4	町民税 48,600円以上 97,000円未満	6,100円	6,000円	15,000円	14,800円
第5	所得割 97,000円以上 169,000円未満	9,400円	9,300円	22,200円	21,900円
第6	課税 169,000円以上 301,000円未満	13,200円	13,000円	30,500円	30,000円
第7	額世帯 301,000円以上 397,000円未満	17,500円	17,200円	40,000円	39,400円
第8	397,000円以上	23,000円	22,600円	52,000円	51,200円

※ 保育標準時間 利用時間1日最長11時間まで。就労時間が両親ともに月に120時間以上の場合
保育短時間 利用時間1日最長8時間まで。就労時間が両親ともに月に48時間以上の場合

保育料の軽減

1 多子世帯の保育料軽減

- ・第1子の年齢を問わず第2子については基本保育料の半額となります。
- ・同一世帯で生計を一にしている兄弟が3人以上いる場合には、第3子以降の保育料が無料となります。

2 ひとり親世帯等に係る利用者負担の軽減

- ①市町村民税非課税世帯の利用者負担については、認定の区分にかかわらず無料となります。
 - ②市町村民税額が77,101円未満の世帯については、第1子は基本保育料の半額、第2子以降は無料となります。
- *ただし、年間収入が130万円未満で祖父母と同居している場合は、家計の最多所得者の市町村民税を含み保育料を算定します。

問い合わせ先
東吾妻町教育課 学校教育係
0279-59-3017